



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 漁業災害補償法に基づく加入区及び漁業の区分の設定の変更（水産課）…………… 1
- 漁船損害等補償法施行令に基づく付保義務の同意を求めるための事前届出（水産課）…………… 2

公 告

- 町決定に係る都市計画の変更の図書の縦覧・2件（都市計画・モノレール課）…………… 2
- 特定調達契約に係る随意契約の相手方の決定（警察本部地域課）…………… 2
- 特定調達契約に係る落札者の決定・2件（警察本部通信指令課）…………… 3
- 特定調達契約に係る随意契約の相手方の決定（警察本部通信指令課）…………… 3

訓 令

- 沖縄県職員住宅貸付規程の一部を改正する訓令（職員厚生課）…………… 4

告 示

沖縄県告示第38号

平成31年沖縄県告示第22号（漁業災害補償法に基づく加入区及び漁業の区分の設定）の一部を次のとおり変更する。

令和3年2月5日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

変更前

加入区の名 称	加入区の区 域	漁業の区 分
宮古島加入区	宮古島漁業協同組合の地区	1 主として底魚一本釣漁業 （総トン数10トン未満の漁船を使用して行う底魚一本釣漁業） 2 主として集魚灯を用いて行うまぐろ一本釣漁業 （総トン数20トン未満の漁船を使用して行う集魚灯を用いて行うまぐろ一本釣漁業） 3 主としてまぐろはえ縄漁業 （総トン数10トン未満の漁船を使用して行うまぐろはえ縄漁業） 4 潜水器漁業

変更後

加入区の名 称	加入区の区 域	漁業の区 分
宮古島加入区	宮古島漁業協同組合の地区	1 主として底魚一本釣漁業 （総トン数10トン未満の漁船を使用して行う主として底魚一本釣漁業） 2 主としてまぐろ一本釣漁業 （総トン数10トン未満の漁船を使用して行う主としてまぐろ一本釣漁業） 3 主としてまぐろ一本釣漁業 （総トン数10トン以上20トン未満の漁船を使用して行う主としてまぐろ一本釣漁業） 4 主としてまぐろはえ縄漁業

	(総トン数20トン未満の漁船を使用して行う主としてまぐろはえ縄漁業) 5 主としてそでいか旗流し漁業 (総トン数10トン未満の漁船を使用して行う主としてそでいか旗流し漁業) 6 主としてそでいか旗流し漁業 (総トン数10トン以上20トン未満の漁船を使用して行う主としてそでいか旗流し漁業) 7 潜水器漁業 8 1から7までに掲げる漁業以外の漁業
--	--

沖縄県告示第39号

漁船損害等補償法施行令(昭和27年政令第68号)第5条第1項の規定により、次のとおり漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)に基づく普通損害保険に付すべき義務の同意を求めるための事前届出があった。

なお、当該届出に係る指定漁船調書を令和3年2月5日から同月19日まで宮古島漁業協同組合事務所において縦覧に供する。

令和3年2月5日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 発起人の住所及び氏名 宮古島市平良字西仲宗根554番地3 久高勇光、宮古島市平良字東仲宗根730番地15仲原アパートA105 江川恵輔
- 2 加入区 平良加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条(義務付保漁船についての保険料の集収及び払込等)第1項の申出をする漁業協同組合の名称 宮古島漁業協同組合

公 告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、本部町から送付のあった本部都市計画臨港地区の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和3年2月5日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 都市計画の名称 本部港垣内臨港地区
- 2 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、本部町から送付のあった本部都市計画臨港地区の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和3年2月5日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 都市計画の名称 本部港渡久地臨港地区
- 2 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

令和3年2月5日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量 操縦士及び整備士AW139型限定変更実機訓練委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県警察本部警務部会計課 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 3 契約の相手方を決定した日 令和2年12月2日
- 4 契約の相手方の名称及び所在地 三井物産エアロスペース株式会社 代表取締役 大杉定之 東京都千

代田区丸の内一丁目8番2号

- 5 契約金額 44,159,500円
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

令和3年2月5日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
 - (1) I P R形移動用無線機（車載用） 98組
 - (2) I P R形移動用無線機（携帯用） 87組
 - (3) I P R形オートバイ用無線機 11組
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県警察本部警務部会計課 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 3 落札者を決定した日 令和2年12月11日
- 4 落札者の名称及び所在地 三菱電機株式会社沖縄支店 支店長 吉田賢二 那覇市久茂地3丁目21番1号國場ビル
- 5 落札金額 153,329,440円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日 令和2年10月23日

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

令和3年2月5日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
 - (1) I P R形携帯用無線機 26組
 - (2) I P R形受令機 23組
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県警察本部警務部会計課 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 3 落札者を決定した日 令和2年12月11日
- 4 落札者の名称及び所在地 アイコム株式会社 代表取締役 井上徳造 大阪府大阪市平野区加美鞍作一丁目6番19号
- 5 落札金額 11,257,378円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日 令和2年10月23日

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

令和3年2月5日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量 車載用無線設備搭載等作業業務委託 109組
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県警察本部警務部会計課 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 3 契約の相手方を決定した日 令和3年1月4日
- 4 契約の相手方の名称及び所在地 サミット無線通信工業株式会社 代表取締役 知花敦 宜野湾市野嵩二丁目28番5号
- 5 契約金額 10,690,284円

- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約の理由 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号

訓 令

- 沖縄県訓令第1号
- 沖縄県労働委員会訓令第1号
- 沖縄県議会訓令第1号
- 沖縄県人事委員会訓令第1号
- 沖縄県監査委員訓令第1号

知 事 部 局
 労働委員会事務局
 議 会 事 務 局
 人事委員会事務局
 監 査 委 員 事 務 局

沖縄県職員住宅貸付規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年2月5日

沖 縄 県 知 事	玉 城 康 裕
沖 縄 県 労 働 委 員 会 会 長	藤 田 広 美
沖 縄 県 議 会 議 長	赤 嶺 昇
沖 縄 県 人 事 委 員 会 委 員 長	島 袋 秀 勝
沖 縄 県 監 査 委 員	安 慶 名 均

沖縄県職員住宅貸付規程の一部を改正する訓令

沖縄県職員住宅貸付規程（昭和60年沖縄県訓令第3号）の一部を次のように改正する。

別表第2東京の項中「東京事務所副参事」を「東京事務所副所長、東京事務所首都圏営業課長、東京事務所国政情報課副参事及び東京事務所企業誘致対策監」に改める。

附 則

この訓令は、令和3年2月5日から施行する。

<p style="text-align: center;">発 行 所 沖 縄 県 総 務 部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p style="text-align: center;">印 刷 所 有限会社 アイドマ印刷 〒902-0073 那覇市字上間244番地(3F)</p>
---	---